裁判員制度とメディアに関する意見(要旨)

「裁判員制度」の設計に際し、不当なメディア規制の効果を持つ制度としないよう、メディアとの関係について十分な配慮を強く要望します。国民参加を実現する「裁判員制度」の法案が「4番目のメディア規制法案」と呼ばれるようではいけません。この制度が多くの人たちから支持を集めるには、裁判員の貴重な体験が家庭や学校、地域などに伝えられ、生かされていくことこそ大切です。そのためにはメディアが、事件関係者らに配慮をしながら、国民の判断形成に役立つ情報を随時提供していける状況になければなりません。メディアを特別に規制はしないことを原則とし、できる限り一般国民と同じ扱いにするべきだというのが私の基本的な考えです。以下は個人的な意見にとどまりますが、議論のたたき台としてご検討ください。

<要望>

- (1) 取材や報道を規制することは原則的に避ける制度設計にしていただきたい。
- (2)メディアの制限規定を置く場合は、日本新聞協会など関係団体のヒアリングか意見照会 をしていただきたい。

<具体的提案>

- (1) 裁判員の予断を排除し、裁判の公正を維持することは重要です。しかし、刑事事件の報道を一般的に禁止することには賛成できません。実際に起きたことの報道をしなくては、メディアの存在理由はありません。訓示的な規定として「報道機関は特定の刑事事件に関して裁判員あるいはその候補者に予断を与える報道や偏見を抱かせるような報道をしないよう努めなければならない」という趣旨の「努力義務」を定めるのが妥当と考えます。
- (2) 裁判員、予備裁判員とその候補者、証人らへの「接触」は、すべて禁じるのではなく、 期間を限定して、「報道機関は、裁判員候補者に決定した国民に対して判決言い渡しまで の間、報道を目的に接触してはならない」という規定を置くのが適当です。違反には厳罰 が相当で、メディアにペナルティーが科されてもやむを得ません。米国のような、裁判長 による接触禁止の「口止め命令」を導入するならば、メディア側との協議による解除など の解除条件も同時に定めるべきですが、そのような協議機関の設立は現状では困難です。
- (3) 弁護人や付添人への取材・接触は認めるべきです。警察・検察への取材を制限できない 以上、当事者主義の徹底を図るとともに誤報を避けるためには、むしろ必要です。
- (4) 裁判員、予備裁判員に買収・供応などの利益提供行為を行った者には重い刑罰が科されて当然です。ただし、これは事件関係者らも行う可能性のあることですから,特別にメディアを対象とした処罰規定や加重処罰規定は置かないようにするべきです。
- (5) 裁判員、予備裁判員、証人とその家族の安全はしっかりと確保されなければなりません。これらの人々に対する脅迫などの威迫行為は厳しく処罰するべきですが、(4)と同様、特別なメディア処罰規定は置くべきではありません
- (6) 裁判員に秘密を守る法的義務があり、その違反を罰するのは当然です。守秘義務の対象は 裁判官と裁判員の個別意見の内容 評議の採決結果 特に「評議の秘密」として合意された事項 の3つに限り、これらを報道するなどしたメディア関係者は処罰もやむを得ません。ただし、量刑は罰金にとどめ、守秘義務の期間も10年程度とするべきです。
- (7)法案には「表現の自由を不当に侵害してはならない」という尊重規定を置くべきです。
- (8)罰則は、裁判員に対する制限期間内の接触や買収といった悪質・重大なものには厳しくするべきですが、その他の違反行為には懲役・禁錮などの自由刑の適用を避けるべきです。